

21八教学総発第370号  
平成22年2月23日

八王子市監査委員	村	山	博	夫	殿
同	矢	野	和	利	殿
同	対	間	康	久	殿
同	井	上	睦	子	殿

八王子市教育委員会

委員長 小田原 榮

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のと  
おり通知します。

平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	こども科学館
指摘項目	設備の状況
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	自動改札機が利用出来ないにも関わらず、そのまま置かれている。
措置内容	自動改札機の一部を職員で撤去し、大人用車椅子も通過できるようにして、来館者がスムーズに入退館できるようになった。
措置時期	平成21年7月15日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	こども科学館
指摘項目	事業の必要性について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	入館者数は設立当初と比較して大幅に減少しており、施設運営のハード、ソフト両面に問題を抱えている。早期にハード、ソフト面の問題を解決し入館者の増加を図ることが必要である。このような現状が続くのであれば、こども科学館設置の目的を達成するとは考えにくく、事業の必要性について存続を含め検討せざるを得ない。ゆえにこども科学館設置の目的を達成するために使命や役割を明確にし、中・長期計画を作成して効率的な事業を行う必要がある。
措置内容	こども科学館の中・長期的計画である、こども科学館基本計画を作成した。今後は、計画に則り展示物の更新計画などの事業を計画的に進める。
措置時期	平成21年5月31日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

## 平成17年度

監査テーマ	公の施設の管理運営について
監査項目	こども科学館
指摘項目	入館料金
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	入館料は他の施設との比較において同水準に設定されているものの、現状の入館料では毎年157,723千円の市の財政負担となるため、この負担に見合うだけの価値をこども科学館に見出せるような取り組みが必要である。
措置内容	平成20年3月のプラネタリウム機のリニューアルにより、来館者が増加しており、さらに今年度は、天文現象にあわせて、日食学習会、部分日食観察会等を開催して、多くの方に来館していただいた。また講座も、天気予報入門など新たな講座も開催し、来館者の要望に答えている。 今後も、科学に関する情報を発信し、魅力のある科学館にする。
措置時期	平成21年10月30日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

## 平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	校門オートロックシステムの設置について（設置状況の把握について）
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>第四小学校においては校門オートロック設置箇所が配置図とは異なる校門に設置されていたが、変更についての記録がなく、大和田小学校においては、施設の配置図の記録と現状を照らし合わせた結果、異なっていた。本来検査時において把握されるべきであった。検査の重要性を理解し、適切に行う必要がある。</p> <p>また、改築時や地震などの災害時の修繕など施設管理のため現状の設置箇所及び配線図は必要な資料となるため、最新の内容を備え置く必要がある。</p>
措置内容	<p>設置箇所及び配線経路等、設置状況の内容について、平成21年3月末に現場を確認し、最新の資料を備えた。</p> <p>平成21年7月30日付で、検査方法の徹底等、事務執行等の適正化について学校教育部内各課へ通知し、所属職員に周知徹底を図った。</p>
措置時期	平成21年7月30日
所管部課	学校教育部教育総務課

## 平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	小中一貫教育モデル校事業研究費等について（事業計画の計画性について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	「平成19年度小中一貫教育モデル校事業資金計画書」の資金明細と費用内訳を決算金額と比較すると、執行額と大きくかい離している学校が複数存在する。 各学校長には、事業実施の資金計画に対する意識を高めるよう指導することを要望する。
措置内容	年度当初の第1回小中一貫教育モデル校連絡協議会において、学校長に対して、事業実施計画（資金計画）の適切な執行について指導を行った。
措置時期	平成21年5月28日
所管部課	学校教育部指導室

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	スクールガード・リーダーの巡回指導について（巡回範囲について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	当該事業は子どもの安全対策の一環であるため、人材の確保が困難な場合には、現状のスクールガード・リーダーにおいて、全ての小学校を巡回できるような計画の見直しが必要と考えられる。
措置内容	これまで巡回数を月1回以上と規定していた要領を、平成21年4月に見直し、巡回数の弾力化を図った。これにより現在の人員で、全校巡回することを可能とし、その活動内容等について5月18日開催のスクールガード連絡協議会で周知を図った。
措置時期	平成21年5月18日
所管部課	学校教育部教育総務課

## 平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	スクールガード・リーダーの巡回指導について（委嘱業務と委託業務の違いについて）
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	②委嘱によるスクールガード・リーダーの巡回先をローテーション化して、全小学校が1年に1回は委嘱によるスクールガード・リーダーのきめ細かい巡回・指導を受けられる体制が望ましいと考えられる。
措置内容	②これまで巡回数を月1回以上と規定していた要領を、平成21年4月に見直し、巡回数の弾力化を図った。これにより現在の人員で、全校巡回することを可能とし、その活動内容等について、5月18日開催のスクールガード連絡協議会で周知を図った。
措置時期	平成21年5月18日
所管部課	学校教育部教育総務課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	教育支援人材バンクについて（活動状況の把握について）
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	②学校におけるボランティアの活動状況についての情報を広く開示することは、教育支援人材バンクの活動状況を市民が具体的に知る材料となり、今後のボランティア登録へつながると考えられる。
措置内容	②平成21年9月1日より、教育支援人材バンクセンターのホームページを開設し、その中で、学校が求めている人材情報や学校向けのボランティア紹介等を公開し、新規ボランティアの登録を促進した。
措置時期	平成21年9月1日
所管部課	学校教育部指導室

## 平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	施設整備及び物品の購入等について（「物品事故報告書」の記載方法について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	② 単に備品の所管替の失念に対する修正手続きを「物品事故報告書」で対応することは適切でなかったと考えられる。物品管理システム上の問題であるならば、将来のシステムの改造の際に留意すべきものと考えられる。 ③ 「物品事故報告書」の記載事項に関して、「亡失・損傷等」という重要性に鑑みて、現在の報告書様式に必要な記載事項を追加することが必要であるものと考えられる。
措置内容	② 所管替の過年度修正については、事実が判明した日をもって備品システムに入力して備考欄又は摘要欄にその旨を記載することとし、「物品事故報告書」は使用しないこととした。（会計課） ③ 「事由」・「取得年月日」・「取得価格」の記載を追加した。（会計課）
措置時期	平成21年7月31日
所管部課	会計課 学校教育部施設整備課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	施設整備及び物品の購入等について（物品管理の現状と課題について（「物品管理者」及び「物品出納員」の指定について））
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	規則改正も含めて学校における備品管理の実態に合った制度設計（たとえば、物品管理規則上、物品管理者を学校長とし、物品出納員を事務職員とするなどの改正）を検討されるよう要望する。
措置内容	平成21年7月1日付で物品管理者を学校長とし、物品出納員を事務職員とする物品管理規則に改正した。
措置時期	平成21年7月1日
所管部課	会計課 学校教育部施設整備課

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	施設整備及び物品の購入等について（物品管理の現状と課題について（「備品台帳」の記載項目について））
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	①台帳管理と用益管理の有機的な連携を確保するためにも、「必須的な記載事項」のなかに、備品の「供用場所」や「専用者」または「共用責任者」などを重要な記載事項として位置づける必要があるものとする。 ②学校内での移動についても、当初予定された保管場所から備品を持ち出すなど、一定期間他の場所での備品の使用が生じる場合には、その移動ための手続及び管理簿などを定めることも必要となろう。
措置内容	財務会計システム上、備品台帳に追加可能な項目が1つに限られるなかで、備品の台帳管理と用益管理の有機的な連携を確保するためには、「供用場所」を記載することが最も効果が大きいため、平成21年7月1日付で物品管理規則を改正し、「供用場所」を財務会計システム（備品台帳）へ記録する必須事項とした。また、備品を供用場所から移動して他の場所で使用する場合又は他の課に貸し出す場合には、別に作成した帳簿により当該備品を管理するものとした。
措置時期	平成21年7月1日
所管部課	会計課 学校教育部施設整備課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	校門オートロックシステムの設置について（予算流用伺書の決裁のタイミング及び金額の決定について（予算流用金額について））
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	12月8日の見積書の入手により当初の流用金額不足が判明したのならば、予算流用伺書を再度作成し決裁を行えば、一度の入札手続きによることが可能となったと思われる。 これに対しては、他からの予算流用についての検討が間に合わなかったとの説明を受けたが、入札不調を懸念していたのであれば、事前に流用可能な費目の検討がなされるべきであった。そもそも予算流用伺書の当日に見積書を入手するのではなく、依頼時に提出締切日を設定することや当日の電話での問い合わせなどにより最善の金額を入手し、12月8日の予算流用伺書に反映させるべきであった。
措置内容	平成21年7月30日付で、事務執行等の適正化について学校教育部内各課に通知し、財務事務について自己点検を行い、適正な事務執行に努めるよう、所属職員に周知徹底を図った。
措置時期	平成21年7月30日
所管部課	学校教育部教育総務課

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	校門オートロックシステムの設置について（予算流用伺書の決裁のタイミング及び金額の決定について（随意契約について））
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	このようにC社が事前に提出した学校別見積書による金額で執行予定額が決定され、更にモニター校分を1円にしたことにより、有利な価格で締結できるとして、同社と随意契約を締結したのは、不要な疑義を招きかねない。契約に影響を与える金額の決定は1社の見積りに依存するのではなく、また見積書を採用するに当たっては金額をそのまま利用するのではなく、内容の検討手続が必要である。
措置内容	平成21年7月30日付で、事務執行等の適正化について学校教育部内各課に通知し、契約事務について自己点検を行い、適正な事務執行に努めるよう、所属職員に周知徹底を図った。
措置時期	平成21年7月30日
所管部課	学校教育部教育総務課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	校門オートロックシステムの設置について（積算時のリース料率について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	②採用したリース料率についての採用理由の記載や根拠資料を保管しておくことは、リース料率の妥当性を保全するために有用なことである。  ③1社からのヒアリングではなく、他からのヒアリングやリース料率の根拠に関する情報を入手したり、また、次年度以降は、前年度採用された率をそのまま採用するのではなく、時の経過を考慮して改めてヒアリングを行ったり、前年度積算時に採用したリース料率と実際落札額から逆算したリース料率を比較するなどの妥当性の検証を行うことは、より適切なリース料率の採用に有用な手続であったと判断する。
措置内容	②採用したリース料率について、採用理由の記載や根拠資料の保管を徹底するため、教育総務課長からの通知（平成21年7月30日付 事務執行等の適正化について）を受け、課内の打ち合わせ会議（平成21年9月2日）において周知した。（施設整備課）  ③平成21年7月30日付で、事務執行等の適正化について学校教育部内各課に通知し、財務及び契約事務について自己点検を行い、適正な事務執行に努めるよう、所属職員に周知徹底を図った。（教育総務課）
措置時期	②平成21年9月2日 ③平成21年7月30日
所管部課	学校教育部教育総務課 学校教育部施設整備課

## 平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	校門オートロックシステムの設置について（見積書の採用について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	見積書を入手した側では、入手時点で見積書の妥当性を十分に検討し、また更に落札後にも再度その積算資料の妥当性を検証することは、入札による落札額の真の意味での適切性を保全するものである。 入手した見積書の内容の検討は急激な増大要因以外であっても十分な留意が必要と判断される。
措置内容	平成21年7月30日付で、事務執行等の適正化について学校教育部内各課に通知し、財務及び契約事務について自己点検を行い、適正な事務執行に努めるよう、所属職員に周知徹底を図った。
措置時期	平成21年7月30日
所管部課	学校教育部教育総務課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	校門オートロックシステムの設置について（代理決裁について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	代理決裁の規定は、内部牽制の重要性から判断すると、あくまで例外規定であり、課長の指示による事案においても、課長が会議などで離席していることを不在と解釈し、常に代理決裁が可能であると規定するものではない。特に同一人物で起案から決裁まで完結する場合の代理決裁の運用にあたっては、十分留意が必要である。
措置内容	平成21年7月30日付で、事務執行等の適正化について学校教育部内各課に通知し、財務、契約及び文書事務について自己点検を行い、適正な事務執行に努めるよう、所属職員に周知徹底を図った。
措置時期	平成21年7月30日
所管部課	学校教育部教育総務課

## 平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	校門オートロックシステムの設置について（決裁日の記載漏れについて）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	全ての文書において、最終決裁権限者の意思決定した日を決裁日として正確に記載する必要がある。
措置内容	平成21年7月30日付で、事務執行等の適正化について学校教育部内各課に通知し、文書事務について自己点検を行い、適正な事務執行に努めるよう、所属職員に周知徹底を図った。（教育総務課）
措置時期	平成21年7月30日
所管部課	総務部総務課 学校教育部教育総務課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	教育のサービス・メニューと学校教育の事業プロセスの改善の視点との関連事業
指摘項目	学校満足度調査の実施について（学校満足度調査の実施方法について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	①アンケート調査の方法の統一 学校ごとの比較や共通項目の把握を容易にするため、アンケートの実施時期や実施回数、さらに調査項目（質問事項）を統一する。また、保護者に対するアンケートも、もれなく全校で実施する
措置内容	①「八王子市立学校における学校評価の実施指針」を平成21年2月に策定し、その中で保護者アンケートの必須質問項目を「共通指標」として示し、平成21年度から市立小中学校全校が共通の内容を含んだ保護者アンケートの実施を義務付けた。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	学校教育部指導室

## 平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	教育のサービス・メニューと学校教育の事業プロセスの改善の視点との関連事業
指摘項目	保護者負担金について（学校給食費の未納状況等について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>①平成19年度において平成18年度以前に未納額が発生した残高を回収した実績がなかった学校は、8校中6校であった。</p> <p>回収できなかった理由はどこにあったかも含めて、教育委員会における早急な対策と当該学校長の強い自覚を要望する。</p> <p>一般的に滞納者に対しては、債務の確認を毎年度、一定時期に一斉に実施することは必要であるものと考えられる。また、仮に悪質な未納者が把握された場合は、必要に応じて法的な手続きの実施も視野に入れる必要がある。さらに、今後、学校現場での事務引き継ぎの不備による滞納の放置を許さない対策を今後も継続していくことを要望する。</p>
措置内容	事務引継ぎによる不備等がないよう、平成21年6月に給食会計の統一化した帳票を整備し各学校へ示した。また、各学校が未納解消に向けた取組みができるよう、『給食費未納マニュアル』を活用するよう周知した。
措置時期	平成21年6月30日
所管部課	学校教育部学事課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	教育のサービス・メニューと学校教育の事業プロセスの改善の視点との関連事業
指摘項目	保護者負担金について（学校給食費回収のための体制整備について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>努力メニューを閲覧した結果として次のような意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 毎年度、滞納者への債務確認の実施</li> <li>ii. 分割納付誓約書の様式の整備</li> <li>iii. 領収書の連番管理</li> <li>iv. 督促記録等の紙媒体での記録保存等</li> </ul>
措置内容	提案いただいた滞納整理の様式（iiとiv）については、平成21年6月に整備し、各学校へ示した。iの債務確認については、毎年度実施し、ivの様式に紙媒体で保存すること、iiiについては、各学校でナンバリング等により、連番で管理することを合わせて確認した。
措置時期	平成21年6月30日
所管部課	学校教育部学事課

## 平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	教育のサービス・メニューとサービスの対象（ターゲット）の明確化の視点との関連事業
指摘項目	特別支援教育について（特別支援学級における教員の専門性確保について）
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	市の小・中学校で特別支援教育を実施している教員の専門性（専門教育履修状況など）をデータベース化し、教員一人ひとりの資質向上に貢献することによって、児童・生徒及びその保護者の満足度向上に寄与することが重要であるものと考え
措置内容	平成21年9月25日・29日に実施した、校長を対象とした教員の異動説明会で、特別支援教育の専門性にかかわる項目を特記事項扱いとし、異動カード（人事異動のための資料で、個人のこれまでの所属校の履歴や資格等を記入したもの）を作成する際、全教員にそのキャリアや免許等の有無について記載するよう説明し、校長を通じて教員への周知を図った。
措置時期	平成21年9月29日
所管部課	学校教育部指導室

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	教育のサービス・メニューとサービスの対象（ターゲット）の明確化の視点との関連事業
指摘項目	不登校対策：高尾山学園の運営について（中学部卒業生の状況について）
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	②平成19年度の進路区分「その他」の人数の増加内容については、事後的に調査して把握した進路等を記載するなど、個人情報の取り扱いには十分留意して、さらに丁寧な説明を付することが必要である。
措置内容	②「その他」については、個人情報の扱いに十分配慮した上で説明を付し、進路等を記載することとした。（平成21年5月12日ホームページに記載した。）
措置時期	平成21年5月12日
所管部課	学校教育部指導室

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度と教職員の人材育成の視点との関連事業
指摘項目	教員育成：パワーアップ研修及び教員研修について（研修の個人別履修状況について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	教員の個人別研修履修カードなどを作成し、人材育成の教員別管理を行うことも検討する必要がある。
措置内容	東京都の各教員の履歴にパワーアップ研修にて履修した内容が記載されている。校長はこの情報を教員各々のキャリアプランや学校としての人材育成計画に反映させた。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	学校教育部指導室

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度と教職員の人材育成の視点との関連事業
指摘項目	教員育成：パワーアップ研修及び教員研修について（学校別参加状況について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	①（研修参加率が）70%台の小・中学校も存在する。十分に原因分析を行い、対応策を検討することが必要である。 ②このような研修参加情報は毎年度作成される『教育統計』や学校ごと及び教育委員会事務局のホームページなどに掲載し、広く一般に公開することで、学校や教員のモチベーションの高め、また学校の説明責任を果たすことにも寄与することが期待される。
措置内容	①校長会等にも協力を仰ぎ、教員にとって魅力ある講座を開設し、初任者、2・3・4年次、10年経験者研修との関連も持たせ、受講しやすい体制をとり研修会を実施した。 ②パワーアップ研修の参加状況は、はちおうじの教育統計や市の決算資料等に掲載し公表した。（平成21年9月1日 教育統計ホームページに掲載）
措置時期	①平成21年7月21日 ②平成21年9月1日
所管部課	学校教育部指導室